

第 2 号 (令和 3 年 1 2 月 1 7 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和3年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和3年12月17日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和3年12月17日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和3年12月17日午前10時37分 議長 西島寛道

応招議員

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|-----|
| 1番 | 奥田 | 俊夫 | 2番 | 脇本 | 尚憲 |
| 3番 | 谷田 | 利一 | 4番 | 西島 | 寛道 |
| 5番 | 岡田 | 久雄 | 7番 | 丸山 | 久志 |
| 8番 | 中坊 | 陽 | 9番 | 谷田 | みさお |
| 10番 | 木村 | 武壽 | | | |

不応招議員

なし

出席議員

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|-----|
| 1番 | 奥田 | 俊夫 | 2番 | 脇本 | 尚憲 |
| 3番 | 谷田 | 利一 | 4番 | 西島 | 寛道 |
| 5番 | 岡田 | 久雄 | 7番 | 丸山 | 久志 |
| 8番 | 中坊 | 陽 | 9番 | 谷田 | みさお |
| 10番 | 木村 | 武壽 | | | |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 7番 | 丸山 | 久志 | 10番 | 木村 | 武壽 |
|----|----|----|-----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|----|----|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 森田 | 肇 | 議会書記 | 梶田 | 篤志 |
| 議会書記 | 辻井 | 祐介 | 議会書記 | 坂井 | 幸一郎 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 町長 | 汐見 | 明男 | 副町長 | 島田 | 智雄 |
|----|----|----|-----|----|----|

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 西岡 久
企画財政課長 花木 秀章
上下水道課参事 仁木 崇

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄
理事兼上下水道課長事務取扱 中島 一也
住民福祉課長 野崎 裕美

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和3年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和3年12月17日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第49号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第3 議案第50号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第6回）
- 第4 発委第1号 井手町議会基本条例について
- 第5 発議第3号 府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導入を求める意見書
- 第6 議員派遣の件
- 第7 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和3年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、議案第50号として、令和3年度井手町一般会計補正予算（第6回）が追加提案として提出されております。また、谷田みさお議員より、発議第3号、府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導入を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、丸山久志議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第49号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第49号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

1 ページをお開き願います。第1表繰越明許費であります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、面整備事業、金額3,000万円。2 款事業費、1 項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額6,700万円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 1ページに二つの事業名が上がっていますが、それぞれ、なぜ繰越しになるのか。そのうち一部は今年度、事業は完了できるのか、全て次年度回しになるのか。一部やるとしたら、どういう部分ではきてどういう部分ではできないのかお尋ねいたします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事(仁木 崇) ただいまのご質問の面整備事業につきまして、お答えさせていただきます。

こちらの繰越し理由につきましては、この事業は、新庁舎の建設に関連して、府道への下水道を整備する事業でありまして、関係機関と施工時期等を調整した結果、翌年度へ繰り越し見通しとなったものでございまして、全額繰り越しものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 私の方から、合藪ポンプ場設備改修事業につきまして、その理由、内容等をご説明させていただきます。

合藪ポンプ場につきましては、本年度、設備更新をする予定で予算計上しておりましたが、その前に建物の耐震診断というものが必要と指摘を受けておりまして、その耐震診断を現在やっているところでございまして、本来やるべき設備更新につきましては、繰越しをかけさせていただくということになっております。なお、耐震診断につきましては、年度内に完了する目途で今現在やっているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第49号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第50号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第6回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第50号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第6回)につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,070万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。新庁舎建設事業、今回3億円を追加し、限度額を18億2,980万円とするものであります。なお、期間につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

総括の歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額7億2,292万4,000円、補正額1億7,270万円、計8億9,562万4,000

円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 5 8 億 5, 8 0 0 万 2, 0 0 0 円、補正額 1 億 7, 2 7 0 万円、計 6 0 億 3, 0 7 0 万 2, 0 0 0 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。3 款民生費、補正前の額 1 1 億 2, 6 5 9 万 8, 0 0 0 円、補正額 1 億 7, 2 7 0 万円、計 1 2 億 9, 9 2 9 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金 1 億 7, 2 7 0 万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 5 8 億 5, 8 0 0 万 2, 0 0 0 円、補正額 1 億 7, 2 7 0 万円、計 6 0 億 3, 0 7 0 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 億 7, 2 7 0 万円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

2 番（脇本尚憲）　私の方から、7 ページの下段にあります子育て世帯臨時特別給付金について質問いたします。

まず、給付金につきましては、国の方針の変更、解釈が二転三転し、本町としましてもその対応に追われる中、他の自治体と比べて早く対象者に効率よくよりよい形で支給していただけるという対処を取っていただけることは、住民の皆さんもこの報告を聞いてとても感謝されているかと思えます。ありがとうございます。

私の方から 5 点ほど質問させていただきます。今回の給付金の趣旨につきまして、まず 1 点目。

2 点目、基準日についてお聞きします。

3 点目は、給付金の支給日について。

そして 4 点目は、支給対象者数について、改めて確認します。

また、国の方針で、所得制限がかかっているかと思えますけれども、本町としましては、その対象者は何名ほどおられるのかお答えください。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美）　　まず、今回の補正の趣旨につきましては、来週の実施予定でありました追加の5万円相当クーポン給付について、地方自治体の実情に応じてということになりましたので、国において現金給付も可能とされ、本町では10万円の一括給付を実施することとしております。

それから基準日につきましては、令和3年9月30日時点となっております。

支給日に関しましては、既に給付のお知らせをさせていただいております9月分の児童手当受給者及び出生した新生児で、12月6日までに児童手当を認定請求した方については、年内の12月24日に10万円を現金で一括支給したいと考えております。

支給対象者数につきましては830名を見込んでおります。

所得制限の人数につきましては、高校生を養育している方、それから公務員の方については、申請をしていただいてから審査することとなっておりますので、正確な人数はつかんでおりませんが、本町での9月分の支給の児童手当特別給付で960万を超えておられる方は、20世帯、32人の児童を対象としております。

以上です。

議長（西島寛道）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　まず、3ページですけれども、債務負担行為の補正で、新庁舎建設事業、3億円余り追加になっている理由ですね。それとその内訳、どういうことに追加をするのか。

遺跡保存の方法について、一般質問のときにお尋ねしたら、16日に検討会議があって、そこでお知らせができるかどうか、府との協議をまだしていますということだったんですけれども、それは結局どうなったのか。この追加費用の中に、遺跡の保存方法としては、どのような形でやるかということに含まれているのかどうかお願いします。

それと、最終的な案だったら住民の方にきちんと説明をしないといけないと思うわけですがけれども、議員も庁舎検討会議にたまたま入っておられる方もあるけれど、どのような変更があってどのような形になっているのか、全然説明がまだありませんし、住民の方にも分からないので、それはどのよう

にしてされる予定なのかお尋ねいたします。

続いて、7ページの非課税世帯の臨時給付金の方ですけれども、こちらは国の方がどういう方針を出して、これは急遽出てきたということなんですが、すぐに予算化してよろしいということになったのかどうか。

それと基準日です。住民税非課税の方というと、前年の収入を基にしているわけでしょう。そうすると、今年失業されたなど、そういう方で収入がなくなったというような方については、対象になるのかどうか、対象の世帯数。

それと、いつ頃支給される予定なのか。申請等であれば、どういう方法で申請するのかお尋ねいたします。

もう1点、非課税世帯というのには生活保護世帯が含まれるか。生活保護世帯の場合、収入があったら、収入認定されますと保護費の減額が伴うわけですけれども、この給付金については収入認定されるのかどうか。子育て世帯の方は収入認定されないということで報道もされていますけれども、非課税世帯の方は報道もされていないので、どういうことになるのでしょうか。お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの債務負担行為の今回挙げさせていただいている増額分の理由でございますけれども、まず、五重の塔の基壇が出てきたことによりまして、配置の変更に伴う床面積の増加、それと計画地盤高の変更に伴う基礎等の構造変更、それと今年度における各種建築資材や電気設備機器等の価格高騰、そして、検討会議の中でご意見やご要望を受けた追加等々によりまして、今回そのようなものを総じて増額という枠を取らせていただいているということでございます。

あと、遺跡の保存方法ですね。昨日、新庁舎建設検討会議にお示しさせていただきまして、内容を見ていただきまして、確認も頂きましたので、施工としては、文化財保護課の了解の下、進めていくということで確認を取っております。

それと、遺跡の保存方法についての費用なんですけれども、こちらは外構費用ということで、今回は庁舎の建築費用のものでございますので、それはまた来年度の予算計上の中で、遺跡の保存といいますか、そういうものの施工をしていくということでございます。

あと、住民に説明するべきではないのかということにつきましては、昨日も検討会議の中で、パスといいますか、図面などいろいろ出てきておりますので、そういうものはホームページ等でまたいろいろ確認しながら、お示しできるものについては順次、その辺はまた今後検討させていただきたい。意見としてこういうものだということについては、広報等でもご覧いただくタイミングはあるということでご理解を頂けたらということでございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の関係につきまして、まず、支給対象となる方につきましては1,294世帯を見込んでおります。このうち市町村民税均等割非課税世帯が1,209件、家計急変世帯を85件と見込んでおります。

それから、基準日につきましては、令和3年12月10日になっております。

申請方法につきましては、国の方から詳細が示されてから準備が整い次第となりますが、できるだけ早く進めていきたいと思っております。

申請につきましては、令和3年1月1日時点の課税情報により判断できる世帯については、令和4年の1月中に支給要件の確認書を送付していきたいと考えております。

それから、生活保護の方の収入認定につきましては、収入認定をしないということで国の方からは通知が来ております。

支給日につきましては、準備が整い次第ということになっております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 遺跡の説明について、議員にもいつ示していただけるのか。それと、個別に関心をお持ちの団体などから、その説明を聞きたいということで以前に申入れを受けておられると思いますけれども、そういう方々に対して個別に、最終案はこうですというお示しをするという機会はないのかお尋ねします。

それと、非課税世帯の給付金ですけども、家計急変というのはどういう条

件なのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 基壇の見える化の話でございます。今回の一般質問でもお答えしましたけれども、最終的に、文化財保護課等の指導を受けながら、必要最小限という形でやらせていただいた結果ということでございます。物につきましては、施設等の建設等を行いまして、施設そのものについての内覧会などを設けさせていただきますので、そういった機会を捉まえましてご説明させていただきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 家計急変世帯につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯となっております。これにつきましては、令和3年1月以降、令和4年9月までの間、収入が減少した方となっております。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 今、副町長がおっしゃった保存の範囲について、必要最小限とおっしゃったんですけども、できる限りの最大を残してもらったんじゃないんですか、逆ですか。最小限ですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 言葉足らずで申し訳ございません。技術的に可能な範囲の最大のところということでございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第50号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第6回）を採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、発委第1号、井手町議会基本条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議会活性化特別委員会委員長。

3番（谷田利一） 3番、谷田でございます。

今、議題となっております発委第1号、井手町議会基本条例について、提案理由の説明を申し上げます。

まず最初に、提出条例である井手町議会基本条例の制定目的であります。地方分権の流れを背景に、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割や責任はますます重要になってきております。町民を代表する合議制のある機関である議会の役割や責任は、そもそも地方自治の本旨、すなわち、住民自治に基づくものであり、本条例では、議会における最高規範として、地方自治の運営主体である議会のあるべき姿を明確にするとともに、議会のさらなる情報公開と、町民とともに歩む開かれた議会の実現を目指すことによって、住民自治の拡大を図るため、議会に必要な基本事項を制定するものであります。

次に、提出条例の策定経過についてですが、条例制定に向けた検討は、議会活性化特別委員会を中心に、議会改革の一環として令和2年6月から始まりました。検討過程では、議員の間で、条例を制定すること自体が目的となってしまうのではなく、実際に実施できる生きた条例を制定することがより大切であるとの意見が出て、そのためには、まずは議員自らが条例で規定が予想される内容を実践することが必要であるとの共通理解を得たところです。

具体的には、令和2年6月に、まず条例案を策定することについて合意し、

その後、府町村内の条例を参考に研修を行ったり府町村議長会に文章表現の指導を頂くなどして、条例の制定趣旨を確認するための活動を行い、続く7月に条例の策定作業のたたき台となる素案を策定し、それ以降も、現在に至るまで委員会を3回開催して、意見交換を重ね、その間も中間報告、最終報告を行うなど、条例の策定作業を進めてまいりました。

次に、提出条例の概要を説明させていただきます。条例は、前文と第9章から成る本文19条及び附則で構成されております。

まず、前文では、本条例の制定背景と、井手町議会が住民とともに歩む開かれた議会の実現に向け取り組む決意をうたっております。

次に、本文の主な概要を申し上げますと、まず第1章の「総則」では、議会の役割と責任を明確にするという本条例の制定目的を規定しております。

次に、第2章の「議会及び議員の活動原則」では、開かれた議会への取組と議会の公平性・公正性・透明性の確保、また、議員間自由討議の重視、議員自らの資質向上、町民全体の代表として合意形成に努めること、町政運営の監視、評価を規定しております。

次に、第3章の「町民と議会との関係」では、本会議及び委員会の公開規定、議決結果などの情報公開、町民の多様な意見を基にした政策立案の拡大、請願等の意見聴取機会の確保、そして懇談会や意見交換会の開催を規定しております。

次に、第4章の「議会と町長等の関係」では、二元代表制における町長及び関係職員等との緊張感のある関係について明記するとともに、町長に対して、審議に必要な分かりやすい説明の要求を規定しております。

次に、第5章の「自由討議の活性化」では、議会は議員にとって討論の場としながら、議会における議員間自由討議の保障を規定しております。

次に、第6章の「委員会の活動」では、自由に情報及び意見交換を行うなど、委員会における適切な運営を規定しております。

次に、第7章の「議会及び議会事務局の体制整備」では、議員研修の充実強化並びに議員の政策形成、立案能力の向上、議会事務局の体制整備、そして議会広報の充実を規定しております。

次に、第8章の「議員の政治倫理」では、町民の代表者として議員の政治倫理、そして議員定数及び議員報酬を規定しております。

次に、最終章、第9章の「最高規範性と見直し手続」では、本条例が議会

の最高規範であるとともに、条例の目的達成の検証、改正等を規定しております。

最後に、附則では、本条例の施行期日を公布の日から施行としています。

以上が提出条例の主な概要であります。詳細な内容につきましては、配付いたしております議案のとおりであります。

最後に、私たち議員一同がこの条例を遵守し、自分たちが選挙によって選ばれた町民の代表者であるという基本原理をこれまで以上に自覚しながら、常に町民の意思が本当に議会に反映されているかどうかを考え、この条例の前文にあるように、町民とともに歩む開かれた信頼される議会の実現を目指し、力を結集して議会活動に取り組むならば、必ずや町政の発展につながるものと確信しております。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発委第1号、井手町議会基本条例についてを採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、発議第3号、府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導入を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　9番、谷田みさおです。

府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導入を求める意見書についてご説明いたします。

京都府教育委員会は、京都府立高校への2022年度入学生から1人1台のタブレット端末の導入を各家庭による私費負担で実施する方針を取っています。生徒や保護者が購入を求められるタブレット端末は、ケースやタッチペンといった備品等も含め、1台約7万円と非常に高価なもので、さらに、

アプリのダウンロードに必要な費用負担も生じる可能性もあります。

低所得世帯に対しては端末の貸与や購入資金の貸付けといった措置を取るとされていますが、低所得世帯の生徒のみが端末の貸与ということになると、家庭の経済状況をクラスメイトに知られるということになります。また、購入資金の貸付けでは、結局は高価なタブレット端末の購入代金を各家庭が負担することになります。

あらゆる学習活動にタブレットを使用すると、アプリを作った民間企業に生徒の個人情報が集積され、情報の流出や目的外使用の危険性も指摘されています。長時間の使用による健康被害も懸念されます。タブレットの使用は、生徒がつながり合い、学び合いを深めるツールとして有効に機能する場面のみ限定すべきです。

文部科学省の端末整備調査、この8月の現在ですけれども、京都府のような保護者負担を原則とするのは21都道府県ですが、東京都は、現在まだ都議会開会中ですけれども、自己負担は3万円にするという補助制度を創設する予定と聞いております。公費負担も大阪府や和歌山県など18府県ございます。7人に1人が貧困状態にあるという深刻な子どもの貧困率の下で、京都府でも誰もがお金心配なく平等に教育が受けられるようにすることが必要ではないでしょうか。

京都府と京都府教育委員会に、高校生のタブレット端末導入は私費ではなく公費負担で実施されるように強く求める意見書でございます。

もう少し追加で説明させていただきますと、このタブレットは基準がございまして、自宅にあるものを持ち込むというようなことは難しいことになっております。iPadのWi-Fi 32ギガ、10.2インチというもので、本体だけで3万4,760円ですが、Windowsのものは持っていけないということです。ケースにはキーボードがついておりますので、ケースは別の物というわけにもいきません。端末管理や故障補償費などは年額で設定されておりますので、2年目、3年目もさらに6,000円以上のお金が必要だということになります。

こういう費用負担について、京都府として、他の都道府県では補助が充実しているところもありますので、同等程度以上に公費の負担をお願いしたいという意見書でございます。ぜひご理解をお願いいたします。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、府立高校生の1人1台のタブレット端末に公費の導入を求める意見書を採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

次に、日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和3年12月井手町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時37分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 木 村 武 壽